赤松　敏雄　石川　圭佑　栗原　光希
佐藤　冬勇　鈴木　義雄　冨松　巧
新田　貞　茂木　久彦
瑞宝双光章を授ける（各通）
岡田　保男　港脇　直一　三橋　靖弘
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月八日）
秋山　清則　金井　孝司
時田　源治　村川　健二
瑞宝双光章を授ける（各通）（十月九日）
中野　勝美
瑞宝双光章を授ける（十月十日）

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十六年十一月十二日

金融庁長官　細溝　清史

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成26年10月15日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事⑶第29806号	株式会社ソシエテアクセプタンス
東京都知事⑴第31446号	株式会社Ａ―pro
東京都知事⑴第31542号	キャピタル・エンジン株式会社
石川県知事⑴第00953号	アルテック総合地所株式会社
静岡県知事⑴第02410号	株式会社一条住宅ローン
大阪府知事⑴第12983号	株式会社リスパルミオ
鳥取県知事（Ｔ１）00316号	一般社団法人鳥取県私学振興会
東京都知事⑴第31543号	ハートクレジット
沖縄県知事⑴第04220号	ウィンバーズ

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成26年９月１日	関東財務局長⑼第00803号	損保ジャパン日本興亜クレジット株式会社（株式会社損保ジャパン・クレジット）
平成26年９月８日	岐阜県知事⑴第1178号	セイノーフィナンシャル株式会社（セイノーフィナンシャル設立準備株式会社）
平成26年９月24日	東京都知事⑻第12152号	日エム商事株式会社（ＪＡＰＡＮ　ＭＡＮＡＧＥＭＥＮＴ　ＳＥＲＶＩＣＥ）（日エム商事株式会社）

平成26年10月15日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
岐阜県知事⑸第1107号	レディースよしえ
神奈川県知事⑷第04911号	有限会社ライフコーポレーション
東京都知事⑷第29550号	秀和ホームローン株式会社
高知県知事⑹第01170号	株式会社いつも（itsumo）
大阪府知事⑵第12876号	メイアイ
千葉県知事⑴第03880号	株式会社エスライン

平成26年10月15日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
山口県知事⑵第01512号	キャッシングテイク
沖縄県知事⑵第04154号	ウィンバーズ

法　務

公証人任免

水戸地方法務局所属公証人中村巽は願により公証人を免ぜられた。

大河原清人は公証人に任命され、水戸地方法務局所属公証人中村巽の後任を命ぜられた。

佐賀地方法務局所属公証人尼崎健造は願により公証人を免ぜられた。

林田雅隆は公証人に任命され、佐賀地方法務局所属公証人尼崎健造の後任を命ぜられた。（以上十一月一日）（法務省）

労　働

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について

中央労働委員会の、北海道区域の使用者を代表する地方調整委員及び四国区域の使用者を代表する地方調整委員について、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定により、使用者団体、特定独立行政法人（労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の３第２項に規定する特定独立行政法人をいう。１において同じ。）は、下記により、使用者を代表する地方調整委員の候補者を推薦されたい。

平成26年11月12日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦者資格　上記の候補者を推薦する資格を有する者は、２以上の都道府県にわたって組織を有する使用者団体又は特定独立行政法人であること。

２　被推薦者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当しない者であること。

３　推薦手続　推薦に当たっては、別記様式１による推薦書に被推薦者の履歴書及び地方調整委員に就任することについての内諾書を添付すること。

４　推薦書類の提出期限　平成26年12月11日

５　推薦書類の提出先　厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室　（〒100―8916　東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館）

別記様式１

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

使用者団体名又は特定独立行政法人名

（代表者名）　印

中央労働委員会の使用者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

○○区域の使用者を代表する地方調整委員

氏名	年齢	現職	略歴	備考

国家試験

平成26年一級建築士試験「設計製図の試験」の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定による平成26年一級建築士試験について、平成26年10月12日の実施を取り止めた沖縄県会場における「設計製図の試験」を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の２第１項に規定する中央指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成26年11月12日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　試験日及び時間

「設計製図の試験」

平成27年１月11日（日）

11：00から17：30（６時間30分）

２　試験地　沖縄県沖縄市

３　受験資格

平成26年10月12日に沖縄県会場において実施する予定であった「設計製図の試験」の受検資格を有する者。

４　合格者の発表　平成27年２月26日（木）頃

５　その他

設計製図の課題は、平成26年７月25日（金）に公表した「温浴施設のある「道の駅」」とする。

なお、設計条件は、平成26年10月12日の「設計製図の試験」とは異なるものとする。